

# 筑後川右岸流域 河川・砂防復旧技術検討委員会

## 規 約

### (名 称)

第1条 本会議は、「筑後川右岸流域 河川・砂防復旧技術検討委員会」(以下「委員会」という)と称する。

### (目 的)

第2条 委員会は、平成29年7月九州北部豪雨により、土砂や流木の流出等により激甚な被災を受けた筑後川中流部右岸の支川に関し、その被災実態を把握・分析するとともに、これら支川の治水・砂防計画を立案するにあたって、赤谷川流域をモデル河川として技術的な課題の整理・検討を行い、河川事業・砂防事業が連携した復旧に必要な基本的な考え方並びに今回の災害から得られた中小河川の治水対策に資する知見をとりまとめることを目的とする。

### (検討事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 平成29年7月九州北部豪雨による筑後川中流部右岸の支川の災害概要、被災状況、発生流量、発生土砂量、発生流木量等の整理
- 二 発生土砂・流木の流出抑制方策の検討
- 三 土砂・流木を考慮した赤谷川の河道整備方策の検討
- 四 効果的な河川事業・砂防事業の連携方策の検討
- 五 連携方策を踏まえた地域の安全性確保方策の検討
- 六 その他委員会の目的を達成するために必要な事項

### (委員会の組織構成)

第4条 委員会は、専門的な知識を有する、別表に掲げる学識者等で構成する。

- 2 委員会には委員長を置く。
- 3 委員長は、構成員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、委員会の会務を処理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 7 行政委員については、代理出席を認める。

### (委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員（学識者等）の半数以上の出席をもって行うものとする。

(情報公開)

第6条 委員会は、報道機関による冒頭カメラ取りを可とし、会議終了後、事務局より概要説明を行うこととする。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、九州地方整備局河川部河川計画課、福岡県県土整備部河川課及び砂防課において処理する。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附 則)

第9条 本規約は平成29年9月7日から適用する。

(学識者等)

【別表】

|        |                                                      |                          |
|--------|------------------------------------------------------|--------------------------|
| 秋山 壽一郎 | 九州工業大学 教授                                            | 河川工学<br>水工水理学            |
| 小松 利光  | 九州大学 名誉教授                                            | 河川工学<br>水理学              |
| 地頭菌 隆  | 鹿児島大学 農学系 教授                                         | 砂防学                      |
| 橋本 晴行  | 元 九州大学 教授                                            | 河川工学<br>土砂水理学            |
| 水野 秀明  | 九州大学大学院 農学研究院 准教授                                    | 土砂災害対策                   |
| 安福 規之  | 九州大学大学院 工学研究院 教授                                     | 地盤工学                     |
| 矢野 真一郎 | 九州大学大学院 工学研究院 教授                                     | 水工学                      |
| 板垣 修   | 国土技術政策総合研究所 水害研究室長                                   | 水害対策                     |
| 萱場 祐一  | 国立研究開発法人 土木研究所<br>自然共生研究センター 上席研究員                   | 河川生態                     |
| 桜井 亘   | 国土技術政策総合研究所 砂防研究室長                                   | 砂防学                      |
| 澤野 久弥  | 国立研究開発法人 土木研究所<br>水災害・リスクマネジメント国際センター 水災害研究<br>グループ長 | 河川工学<br>水災害リスクマネジ<br>メント |
| 諏訪 義雄  | 国土技術政策総合研究所 河川研究室長                                   | 河川工学                     |

【学識者・専門家ごと50音順 敬称略】

(行政委員)

|       |                |
|-------|----------------|
| 竹島 睦  | 九州地方整備局 河川部長   |
| 山本 巧  | 福岡県 県土整備部長     |
| 船橋 昇治 | 筑後川河川事務所長      |
| 鬼塚 明文 | 福岡県 朝倉県土整備事務所長 |

【敬称略】

(オブザーバー)

|       |               |
|-------|---------------|
| 後藤 利彦 | 大分県土木建築部 河川課長 |
| 中野 信哉 | 福岡県朝倉市 副市長    |
| 岩橋 忠助 | 福岡県東峰村 副村長    |
| 大塚 勇二 | 大分県日田市 副市長    |

【敬称略】

## 筑後川右岸流域 河川・砂防復旧技術検討委員会 運営要領

### (目的)

第1条 本運営要領は、筑後川右岸流域 河川・砂防復旧技術検討委員会規約（平成29年9月7日付け）第8条に基づき、筑後川右岸流域 河川・砂防復旧技術検討委員会（以下「委員会」という。）の運営方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な会議運営に資するものである。

### (議事要旨)

第2条 委員会の議事については、事務局が議事要旨を作成し、出席した委員の確認を得た後、筑後川河川事務所（以下「HP」という。）にて公開するものとする。

### (委員会の公開について)

第3条 委員会は、報道機関による冒頭カメラ取りを可とし、会議終了後、事務局より概要説明を行うこととする。

### (委員会資料の公表について)

第4条 委員会で委員に配布された資料については、個人情報を含むなど公表することが適切でない資料を除き、速やかに HP で公表するものとする。

### (雑則)

第5条 本運営要領に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。

### (附則)

第6条 本運営要領は平成29年9月7日から適用する。

## 筑後川中流部右岸の山地部の河川における 河川・砂防事業等の検討課題

### 【土砂、流木への対応】

- 想定最大規模の降雨に近い雨によって数多くの斜面崩壊等が発生し、既存の砂防堰堤が一部を捕捉したものの、捕捉出来る規模以上の土砂や流木が山地から流出し、中小河川に流入した。
- 中小河川に流入した大量の土砂、流木が洪水とともに流下し、河道埋塞や横断工作物の影響（河道埋塞や橋梁の河道閉塞）により、洪水、土砂、流木が河道からあふれ、広範囲に住家等へ大きな被害が発生した。
- 現在でも溪流や河道、その周辺には大量の土砂・流木が残存している。

#### ＜検討の前提となる課題＞

- ・検討の対象とする外力に対して、斜面や溪流、河道に堆積している土砂・流木はどの程度が流出・堆積し、どのような影響を及ぼすと想定するのか。
- ・河川事業及び砂防事業で実施するハード対策はどのような外力を想定するのか。

### 【情報伝達・避難】

- 迅速に土砂災害警戒情報の発表、自治体からの避難勧告の発令がなされたが、既に大雨が降っていた地域もあった。
- 山地河川の状況について、雨量情報や河川毎の洪水警報の危険度分布情報は提供されていたが、河川水位をリアルタイムに把握する手段がなかった。

○土砂災害警戒区域の指定が完了していたものの、想定最大規模の降雨に近い雨により大量の土砂や流木が洪水とともに中小河川を流下したことから、土砂災害警戒区域や浸水想定区域の指定の際の想定とは異なる現象によって被害が生じた地域もあったと考えられる。

<検討の前提となる課題>

- ・大規模な洪水時に、洪水とともに土砂や流木が流下することも踏まえ、事前の防災対策をどのように考えるべきか。

# 筑後川中流部右岸の山地部の河川における 地域の安全性確保に向けた河川・砂防事業等の技術的論点

## 検討の前提となる事項

### ○設定した洪水目標等に応じた土砂・流木の想定

※今回の豪雨により不安定化した土砂や流木が流域内に残存していることも考慮

### ○ハード対策（砂防、河川）の目標設定

## 今後の検討事項

※本検討会での今後の議論を踏まえて追加することがある。

### ○土砂・流木の流出抑制方策

- ・土砂や流木の抑制量の設定
- ・砂防堰堤の計画（設置箇所、規模等の設定方法）

### ○土砂を考慮した河道整備方策

- ・河道で流下可能な土砂量の設定
- ・河道の計画（断面の規模、勾配、線形、横断工作物等の設定方法等）

※河床変動計算により検討

※河道維持や環境への配慮

### ○河川事業・砂防事業の連携方策

- ・土砂・流木の貯留施設の計画（設置箇所、規模等の設定方法）

### ○地域の安全性確保方策

- ・洪水、土砂、流木に対する安全性確保の方法

（高さや場所の違いによる災害リスク、災害リスクの高い区域における土地利用のあり方）

### ○避難のあり方

## 筑後川中流部右岸の山地部の河川における 河川事業・砂防事業・地域の対策が連携した復旧の基本方針

○河川事業・砂防事業・地域の対策を連携して実施する事により、  
以下のように地域の安全性を確保する事を目指す。

- 一定程度の降雨に対しては、今回の豪雨で不安定化している  
土砂や流木が流域内に残存していることも前提に、被害の発生  
を防止する。
- 今回の災害と同規模以上の降雨に対しては、自治体等と一体  
となった対策や避難体制の構築も含めて、人的被害の防止を  
図るとともに、家屋被害の最小化を目指す。